

## 平成 28 年度の保険料について

### ◆保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

均等割 (被保険者が等しく負担)	平成26・27年度 (年間) 51,472 円	→	平成28・29年度 (年間) 49,809 円 (1,663 円減)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成26・27年度 10.52%	→	平成28・29年度 10.51% (0.01 ポイント減)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成26・27年度 57 万円	→	平成28・29年度 57 万円 (変更なし)

### ◆7月までに保険料額をお知らせします

平成28年度の保険料につきましては、7月までに個別にお知らせします。

#### 《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 49,809 円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額 57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	---	---	---------------------------------------

○1年間の保険料の上限額は57万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは…前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

#### 保険料のお支払い方法

保険料が年金から差し引かれている方は、申し出により口座振替に切り替えることができます。役場（税務課または健康福祉課）へお申し出ください。

※切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。

税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。

#### 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場税務課税務グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。